

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
翌日
の翌
日
に
そ
の
日
に
休
む
と
し
た
り
ま
す)

目 次

- ◇規 則 鳥取県立県民文化会館管理規則等の一部を改正する規則 (総務課)
- ◇告 示 鳥取温泉保護に関する措置基準等の一部改正 (シ)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県立県民文化会館管理規則等の一部を改正する規則
一 次の申請書、届出書等における押印を見直すこととした。

- 1 鳥取県立県民文化会館使用料減額申請書
- 2 鳥取県営鳥取空港施設利用許可申請書等
- 3 図書類又はがん具刃物類の自動販売機等の設置届等
- 4 鳥取県立境港通動寮徴収額減免申請書等
- 5 鳥取県立保育専門学院入学願書
- 6 母子家庭居宅介護等事業開始届出書等
- 7 育成医療給付申請書等
- 8 麻薬所有高届出書等
- 9 管理薬局外兼務廃止届等

- 10 薬剤師住所変更届
- 11 看護職員修学資金修学生氏名変更届等
- 12 理学療法士及び作業療法士修学資金修学生氏名変更届等
- 13 鳥取県立鳥取看護専門学校入学願書
- 14 鳥取県立倉吉総合看護専門学校入学願書
- 15 特定毒物使用者変更届書等
- 16 准看護婦免許申請書等
- 17 鳥取県立歯科衛生専門学校入学願書
- 18 受胎調節実地指導員標識交付申請書等
- 19 粉じん関係特定施設設置届出書等
- 20 県自然環境保全地域特別地区内行為許可申請書等
- 21 温泉掘削許可申請書等
- 22 景観形成地域内特定行為届出書等
- 23 公園事業執行承認申請書等
- 24 犬の捕獲人指定申請書
- 25 と、畜場設置許可申請書等
- 26 旅館業営業許可申請書等
- 27 ふぐ処理師試験受験願等
- 28 魚介類行商許可申請書等
- 29 製菓衛生師免許申請書等
- 30 飼い犬こう傷事故届
- 31 飲食店営業等営業許可申請書等
- 32 消費生活に係る訴訟援助申請書
- 33 興業場営業許可申請書等
- 34 死亡獣畜取扱場外解体許可申請書等
- 35 墓地経営許可申請書等
- 36 理容所開設届等

様式第五号を次のように改める。

様式第五号 (第8条関係)

その1

土地 (建物・) 使用許可申請書

年 月 日

職 氏 名 様

申請者
住所又は
所在地

氏名又は
名 称

㊦

保証人
住所又は
所在地

氏名又は
名 称

㊦

下記のとおり土地 (建物・) を使用したいので、許可してくださいよう申請します。

記

- 1 使用しようとする土地 (建物・) の場所
 - 2 使用目的
 - 3 使用面積
 - 4 使用期間
- 年 月 日 時 分から
年 月 日 時 分まで

その2 特別待合室・センターラザ・航空機乗降施設用

空港内施設使用許可申請書

年 月 日

職 氏 名 様

申請者
住所又は
所在地

氏名又は
名 称

下記のとおり空港内の施設を使用したいので、許可してくださいよう申請します。

記

- 1 使用しようとする施設名 (該当するものに○印を付けてください。)
特別待合室 (全室・1/2室) ・センターラザ・航空機乗降施設 (出発時・到着時)
 - 2 使用目的
 - 3 使用面積
 - 4 使用人数
 - 5 使用期間
- 年 月 日 時 分から
年 月 日 時 分まで

(鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部改正)

第三条 鳥取県青少年健全育成条例施行規則(昭和五十六年三月鳥取県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

様式第一号注を次のように改める。

注1 該当番号を○で囲み、がん具刃物類については、その種類又は名称を記入すること(枠内に収まらない場合は裏面に記入すること)。

2 氏名を田印する場合には、押印を省略することができる。

様式第二号注を次のように改める。

注1 変更事項が複数あるときは、変更事項ごとに別葉とすること。

2 氏名を田印する場合には、押印を省略することができる。

様式第三号に注として次のように加える。

注 氏名を田印する場合には、押印を省略することができる。

様式第四号中添付書類の前に注として次のように加える。

注 氏名を田印する場合には、押印を省略することができる。

様式第五号注に次のように加える。

3 氏名を田印する場合には、押印を省略することができる。

様式第六号に注として次のように加える。

注 氏名を田印する場合には、押印を省略することができる。

様式第七号中添付書類の前に注として次のように加える。

注 氏名を田印する場合には、押印を省略することができる。

様式第八号注を次のように改める。

注1 変更事項が複数あるときは、変更事項ごとに別葉とすること。

2 氏名を田印する場合には、押印を省略することができる。

様式第九号に注として次のように加える。

注 氏名を田印する場合には、押印を省略することができる。

様式第十二号注に次のように加える。

4 氏名を田印する場合には、押印を省略することができる。

(鳥取県立境港通動寮管理規則の一部改正)

第四条 鳥取県立境港通動寮管理規則(昭和四十八年三月鳥取県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

様式第一号注に次のように加える。

3 氏名を田印する場合には、その押印を省略することができる。

様式第二号注に次のように加える。

3 氏名を田印する場合には、その押印を省略することができる。

(鳥取県立保育専門学院学則の一部改正)

第五条 鳥取県立保育専門学院学則(昭和五十三年三月鳥取県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

様式第四号中「殿」を「様」に改め、「□□□□□」を削り、同様式に注として

次のように加える。

注 氏名を田印する場合には、押印を省略することができる。

(鳥取県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部改正)

第六条 鳥取県母子及び寡婦福祉法施行細則(平成三年三月鳥取県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「選」を「察」に改め、「□□□□□」を削り、同様式添付書類の

前に注として次のように加える。

注 氏名を田印する場合には、押印を省略することができる。

様式第二号中「殿」を「様」に改め、「□□□□□」を削り、同様式に注として

次のように加える。

注 氏名を田印する場合には、押印を省略することができる。

様式第三号中「殿」を「様」に改め、「□□□□□」を削り、同様式添付書類の

前に注として次のように加える。

注 氏名を田印する場合には、押印を省略することができる。

(鳥取県児童福祉法施行細則の一部改正)

第七条 鳥取県児童福祉法施行細則(平成三年三月鳥取県規則第二十号)の一部を次の

ように改正する。

様式第一号から様式第三号までの規定中「□□□□□□」及び「㊦」を削り、「㊧」を「㊨」に改める。

様式第七号中「□□□□□□」を削り、「㊧」を「㊨」に改め、同様式添付書類の前に注として次のように加える。

注 氏名を印刷する場合には、苗印を省略することができる。

様式第八号添付書類の前に注として次のように加える。

注 氏名を印刷する場合には、苗印を省略することができる。

様式第十四号中「㊧」を「㊨」に改め、「□□□□□□」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を印刷する場合には、苗印を省略することができる。

様式第十九号中「㊧」を「㊨」に改め、「□□□□□□」及び「㊦」を削る。

様式第二十一号中「㊧」を「㊨」に改め、「㊦」を削る。

様式第二十三号から様式第二十五号までの規定中「㊧」を「㊨」に改め、「□□□□□□」及び「㊦」を削る。

様式第二十六号中「□□□□□□」を削り、同様式添付書類の前に注として次のように加える。

注 氏名を印刷する場合には、苗印を省略することができる。

様式第二十七号中「□□□□□□」を削り、同様式添付書類の前に注として次のように加える。

注 氏名を印刷する場合には、苗印を省略することができる。

様式第二十八号中「㊧」を「㊨」に改め、「□□□□□□」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を印刷する場合には、苗印を省略することができる。

様式第三十八号中「㊦」を削る。

（麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部改正）

第八条 麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和二十八年九月鳥取県規則第六十五号）

の一部を次のように改正する。

別記様式第三号中「㊧」を「㊨」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を印刷する場合には、苗印を省略することができる。

別記様式第四号中「㊧」を「㊨」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を印刷する場合には、苗印を省略することができる。

別記様式第五号中「㊧」を「㊨」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を印刷する場合には、苗印を省略することができる。

別記様式第六号中「㊧」を「㊨」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を印刷する場合には、苗印を省略することができる。

別記様式第七号中「㊧」を「㊨」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を印刷する場合には、苗印を省略することができる。

別記様式第八号中「㊧」を「㊨」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を印刷する場合には、苗印を省略することができる。

（薬事法施行細則の一部改正）

第九条 薬事法施行細則（昭和三十七年四月鳥取県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別記様式第三号中「㊧」を「㊨」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を印刷する場合には、苗印を省略することができる。

別記様式第五号中「㊧」を「㊨」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を印刷する場合には、苗印を省略することができる。

別記様式第六号中「㊧」を「㊨」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を印刷する場合には、苗印を省略することができる。

（薬剤師法施行細則の一部改正）

第十条 薬剤師法施行細則（昭和三十七年五月鳥取県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第四条を削り、第五条中「第四号様式」を「第二号様式」に改め、同条を第四条とする。

第一号様式中「第一号様式」を「第一号様式(第3条関係)」に改める。

第二号様式及び第三号様式を削り、第四号様式中「第四号様式」を「第二号様式(第4条関係)」に改め、「㊸」を削り、「㊹」を「㊺」に改め、同様式を第二号様式とする。

(看護職員修学資金貸付規則の一部改正)

第十一条 看護職員修学資金貸付規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

様式第九号中「㊸」を削る。

様式第十一号に注として次のように加える。

注 氏名を印する場合には、指印を省略することができる。

様式第十二号中「㊸」を削る。

様式第十三号に注として次のように加える。

注 氏名を印する場合には、指印を省略することができる。

様式第十四号から様式第十九号までの規定中「氏名 ㊸」を「氏名」に改める。

様式第二十号に注として次のように加える。

注 修学中の氏名を印する場合には、その指印を省略することができる。

(理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則の一部改正)

第十二条 理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則(昭和四十九年三月鳥取県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

様式第七号中「㊹」を「㊺」に改め、「㊻」を削る。

様式第九号及び様式第十号中「㊹」を「㊺」に、「氏名 ㊻」を「氏名」に改める。

様式第十一号中「㊹」を「㊺」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を印する場合には、指印を省略することができる。

様式第十二号から様式第十六号までの規定中「㊹」を「㊺」に、「氏名 ㊻」を「氏名」に改める。

様式第十七号中「㊻」を削る。

様式第十八号に注として次のように加える。

注 修学中の氏名を印する場合には、その指印を省略することができる。

(鳥取県立鳥取看護専門学校学則の一部改正)

第十三条 鳥取県立鳥取看護専門学校学則(昭和五十二年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

様式第二号に注として次のように加える。

注 氏名を印する場合には、指印を省略することができる。

(鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部改正)

第十四条 鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則(昭和五十二年三月鳥取県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

様式第二号注を次のように改める。

注1 氏名を印する場合には、指印を省略することができる。

2 その他の2及び3の欄は、看護婦若しくは看護士又は准看護婦若しくは准看護士の免許を受けている者だけが記入すること。

(毒物及び劇物取締法施行細則の一部改正)

第十五条 毒物及び劇物取締法施行細則(昭和五十五年三月鳥取県規則第五号)の一部を次のように改正する。

様式第四号中「㊹」を「㊺」に改め、「□□□□」を削り、同様式に注として

次のように加える。

注 氏名を印する場合には、指印を省略することができる。

様式第五号中「㊹」を「㊺」に改め、「□□□□」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を印する場合には、指印を省略することができる。

様式第六号中「㊹」を「㊺」に改め、「□□□□」を削り、同様式備考を削り、同様式に注として次のように加える。

注1 氏名を印する場合には、指印を省略することができる。

2 資格の欄は、毒物劇物取扱責任者の資格を有する者、病害虫防除員、専門技

術員、改良普及員、地方公共団体の技術職員又は農業協同組合、農業共済組合、森林組合若しくは生産森林組合の技術職員の別を記載すること。

様式第八号中「殿」を「様」に改め、「□□□—□□」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を田置する場合には、押印を省略することができる。

様式第九号中「殿」を「様」に改め、「□□□—□□」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を田置する場合には、押印を省略することができる。

様式第十号中「殿」を「様」に改め、「□□□—□□」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を田置する場合には、押印を省略することができる。

様式第十三号中「殿」を「様」に改め、「□□□—□□」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を田置する場合には、押印を省略することができる。

様式第十五号中「殿」を「様」に改め、「□□□—□□」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を田置する場合には、押印を省略することができる。

(保健婦助産婦看護婦法施行細則の一部改正)

第十六条 保健婦助産婦看護婦法施行細則(昭和五十六年九月鳥取県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「殿」を「様」に改め、「□□□—□□」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を田置する場合には、押印を省略することができる。

様式第三号から様式第六号までの規定中「殿」を「様」に改め、「□□□—□□」及び「㊦」を削る。

様式第七号中「殿」を「様」に改め、「□□□—□□」を削り、同様式に注として

次のように加える。

注 氏名を田置する場合には、押印を省略することができる。

様式第八号中「殿」を「様」に改め、「□□□—□□」及び「㊦」を削る。

様式第九号中「殿」を「様」に改め、「□□□—□□」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を田置する場合には、押印を省略することができる。

様式第十号中「殿」を「様」に改め、「□□□—□□」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を田置する場合には、押印を省略することができる。

(鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部改正)

第十七条 鳥取県立歯科衛生専門学校学則(昭和五十七年三月鳥取県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

様式第二号中「殿」を「様」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を田置する場合には、押印を省略することができる。

(母体保護法施行細則の一部改正)

第十八条 母体保護法施行細則(昭和二十七年九月鳥取県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「別記様式第一号」を「別記様式第一号(第一条関係)」に、「殿」を「様」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を田置する場合には、押印を省略することができる。

別記様式第二号中「別記様式第二号」を「別記様式第二号(第二条関係)」に、「殿」を「様」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を田置する場合には、押印を省略することができる。

別記様式第三号中「別記様式第三号」を「別記様式第三号(第三条関係)」に改め、「㊦」を削り、「殿」を「様」に改める。

別記様式第四号中「別記様式第四号」を「別記様式第四号(第四条関係)」に、「殿」を「様」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を白署する場合には、押印を省略することができる。

別記様式第五号中「別記様式第5号」を「別記様式第5号(第4条関係)」に改め、「㊟」を削り、「殿」を「様」に改める。

別記様式第六号中「別記様式第6号」を「別記様式第6号(第5条関係)」に「殿」を「様」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を白署する場合には、押印を省略することができる。

別記様式第七号中「別記様式第7号」を「別記様式第7号(第5条関係)」に改め、「㊟」を削り、「殿」を「様」に改める。

別記様式第八号中「別記様式第8号」を「別記様式第8号(第6条関係)」に「殿」を「様」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を白署する場合には、押印を省略することができる。

別記様式第九号中「別記様式第9号」を「別記様式第9号(第7条関係)」に「殿」を「様」に改める。

別記様式第十号中「別記様式第10号」を「別記様式第10号(第8条関係)」に改め、「㊟」を削り、「殿」を「様」に改める。

別記様式第十一号中「別記様式第12号」を「別記様式第12号(第10条関係)」に改め、「㊟」を削り、「殿」を「様」に改める。

(鳥取県公害防止条例施行規則の一部改正)

第十九条 鳥取県公害防止条例施行規則(昭和四十七年三月鳥取県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「(用紙 日本工業規格B5)」を「(第3条関係)」に「殿」を「様」に改め、同様式備考に次のように加える。

4 届出者の氏名を白署する場合には、その押印を省略することができる。
様式第二号中「(用紙 日本工業規格B5)」を「(第8条関係)」に「殿」を「様」に改め、同様式備考4を次のように改める。

4 届出者の氏名を白署する場合には、その押印を省略することができる。

様式第三号中「(用紙 日本工業規格B5)」を「(第9条関係)」に「殿」を「様」

に改め、同様式備考4を次のように改める。

4 届出者の氏名を白署する場合には、その押印を省略することができる。
様式第四号中「様式第4号」を「様式第4号(第10条関係)」に改める。

様式第五号中「様式第5号」を「様式第5号(第13条関係)」に「殿」を「様」に改め、同様式備考4を次のように改める。

4 届出者の氏名を白署する場合には、その押印を省略することができる。

様式第六号中「(用紙 日本工業規格B5)」を「(第14条関係)」に「殿」を「様」に改め、同様式備考に次のように加える。

3 届出者の氏名を白署する場合には、その押印を省略することができる。
様式第七号中「(用紙 日本工業規格B5)」を「(第14条関係)」に「殿」を「様」に改め、同様式備考に次のように加える。

3 届出者の氏名を白署する場合には、その押印を省略することができる。

様式第八号中「(用紙 日本工業規格B5)」を「(第16条関係)」に「殿」を「様」に改め、同様式備考に次のように加える。

3 届出者の氏名を白署する場合には、その押印を省略することができる。
様式第九号中「(用紙 日本工業規格B5)」を「(第16条関係)」に「殿」を「様」に改め、同様式備考に次のように加える。

3 届出者の氏名を白署する場合には、その押印を省略することができる。

様式第十号中「(用紙 日本工業規格B5)」を「(第17条関係)」に「殿」を「様」に改め、同様式備考に次のように加える。

3 届出者の氏名を白署する場合には、その押印を省略することができる。
様式第十一号中「様式第11号」を「様式第11号(第18条関係)」に改める。

(鳥取県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第二十条 鳥取県自然環境保全条例施行規則(昭和五十年二月鳥取県規則第三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「殿」を「様」に改める。

様式第二号中「殿」を「様」に改め、「郵便番号 □□□-□□□」を削り、同様式

に注として次のように加える。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第三号中「殿」を「様」に改め、「郵便番号 □□□-□□」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第四号中「殿」を「様」に改め、「郵便番号 □□□-□□」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第五号中「殿」を「様」に改め、「郵便番号 □□□-□□」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第九号中「殿」を「様」に改め、「郵便番号 □□□-□□」を削り、「氏名」を「氏名 ④」に改める。

様式第十号中「殿」を「様」に改め、「郵便番号 □□□-□□」を削り、「氏名」を「氏名 ④」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(鳥取県温泉法施行細則の一部改正)

第二十一条 鳥取県温泉法施行細則(昭和六十二年三月鳥取県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「殿」を「様」に改め、「郵便番号 □□□-□□」を削り、同様式添付書類の前に注として次のように加える。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第二号中「殿」を「様」に改め、「郵便番号 □□□-□□」を削り、同様式注を次のように改める。

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 「動力装置の概要」の「種類」欄は、動力源については「電動機」、「内燃機関」等と、ポンプについては「渦巻ポンプ」、「往復ポンプ」等と記載すること。

様式第三号中「殿」を「様」に改め、「郵便番号 □□□-□□」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第四号中「殿」を「様」に改め、「郵便番号 □□□-□□」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第五号中「殿」を「様」に改め、「郵便番号 □□□-□□」を削り、同様式注を次のように改める。

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 「許可又は改修届出の年月日及び許可番号」欄は、掘削、増掘又は動力装置の工事以外の工事については、温泉ゆう出路のしゅんせつ等の届出の年月日だけを記載すること。

様式第六号中「殿」を「様」に改め、「郵便番号 □□□-□□」を削り、同様式注を次のように改める。

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 「温泉のゆう出及び利用の現況」の「工事に係る設備の現況」欄には、ゆう出路のしゅんせつ又はゆう出管の入替えを行う場合にあつては工事施行前における当該ゆう出路に係る温泉のゆう出量(ℓ/分)及び温度(℃)、ゆう出槽を改修する場合にあつては工事施行前における当該ゆう出槽の形状及び容積、動力装置を更新する場合にあつては工事施行前における当該動力装置の動力源及びポンプの種類、名称及び出力(kw)を記載すること。

様式第七号中「殿」を「様」に改め、「郵便番号 □□□-□□」を削り、同様式に注として次のように改める。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第八号中「殿」を「様」に改め、「郵便番号 □□□-□□」を削り、「住所」欄「郵便番号 □□□-□□(電話番号)」を「住所」(電話番号)

）」に改め、同様式添付書類の前に注として次のように加える。

注 氏名を白署する場合には、押印を省略することができる。

様式第十号中「殿」を「様」に改め、「郵便番号 □□□-□□」を削り、同様式注を次のように改める。

注 1 氏名を白署する場合には、押印を省略することができる。

2 「採取量及び温度」欄は、2以上の温泉源から採取している場合にあつては、温泉源ごとに記載すること。

様式第十一号中「殿」を「様」に、「発 券 号」を「券 号」に改め、「郵便番号 □□□-□□」を削り、同様式注として次のように加える。

注 氏名を白署する場合には、押印を省略することができる。

様式第十二号中「殿」を「様」に改め、「郵便番号 □□□-□□」を削り、同様式注を次のように改める。

注 1 氏名を白署する場合には、押印を省略することができる。

2 「温泉採取権者」欄及び「供用量及び温度」欄は、2以上のゆう出地からの温泉を供用する場合にあつては、ゆう出地ごとに記載すること。

様式第十三号中「殿」を「様」に改め、「郵便番号 □□□-□□」を削り、同様式添付書類の前に注として次のように加える。

注 氏名を白署する場合には、押印を省略することができる。

様式第十四号中「殿」を「様」に改め、「郵便番号 □□□-□□」を削り、同様式添付書類の前に注として次のように加える。

注 氏名を白署する場合には、押印を省略することができる。

様式第十五号中「殿」を「様」に改め、「郵便番号 □□□-□□」を削り、同様式添付書類の前に注として次のように加える。

注 氏名を白署する場合には、押印を省略することができる。

(鳥取県景観形成条例施行規則の一部改正)

第二十二條 鳥取県景観形成条例施行規則(平成五年七月鳥取県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「様」を「森」に改め、同様式備考中15を16とし、1から14までを1ずつ繰り下げ、2の前に次のように加える。

1 氏名を白署する場合には、押印を省略することができる。

様式第二号中「殿」を「森」に改め、「□□□-□□」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 氏名を白署する場合には、押印を省略することができます。

(鳥取県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第二十三條 鳥取県立自然公園条例施行規則(平成六年十一月鳥取県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「殿」を「森」に改め、同様式(注)中4を5とし、1から3までを1ずつ繰り下げ、2の前に次のように加える。

1 氏名を白署する場合には、押印を省略することができる。

様式第二号に(注)として次のように加える。

(注) 氏名を白署する場合には、押印を省略することができる。

様式第三号中「殿」を「森」に改め、同様式(注)中2を3とし、1を2とし、2の前に次のように加える。

1 氏名を白署する場合には、押印を省略することができる。

様式第四号中「殿」を「森」に改め、同様式添付書類の前に(注)として次のように加える。

(注) 氏名を白署する場合には、押印を省略することができる。

様式第五号中「殿」を「森」に改め、同様式(注)を次のように改める。

(注) 1 氏名を白署する場合には、押印を省略することができる。

2 「休止(廃止)の範囲」の欄には、全部、一部の別及び一部の場合は、その範囲を明示すること。

様式第六号中「殿」を「森」に改め、同様式添付書類の前に(注)として次のように加える。

(注) 氏名を白署する場合には、その押印を省略することができる。

様式第七号中「殿」を「様」に改め、同様式(注)を次のように改める。

(注) 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 当該届出人が、公園事業の施行の承認を2つ以上受けている場合は、「承認を受けた年月日及び番号」「公園事業の種類」欄の記載に当たっては、そのすべてを記載すること。

様式第八号中「殿」を「様」に改め、同様式(注)として次のように加える。

(注) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第九号中「殿」を「様」に改め、同様式(注)として次のように加える。

(注) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第十号中「殿」を「様」に改め、同様式(注)を次のように改める。

(注) 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 「法令又は他の条例の根拠」欄には、休止又は廃止につき行政庁の認可その他の処分を受ける法令の名称及び当該条文を記載すること。

様式第十一号中「殿」を「様」に改め、同様式(注)として次のように加える。

(注) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第十二号中「殿」を「様」に改め、同様式(注)として次のように加える。

(注) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第十三号中「殿」を「様」に改め、同様式(注)中2を3とし、1を2とし、2の前に次のように加える。

1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第十四号中「殿」を「様」に改め、同様式(注)中2を3とし、1を2とし、2の前に次のように加える。

1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第十五号中「殿」を「様」に改め、同様式(注)中2を3とし、1を2とし、2の前に次のように加える。

1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第十七号中「殿」を「様」に改める。

(狂犬病予防法施行細則の一部改正)

第二十四条 狂犬病予防法施行細則(昭和二十五年十一月鳥取県規則第八十三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「㊦」を削る。

(と畜場法施行細則の一部改正)

第二十五条 と畜場法施行細則(昭和二十九年四月鳥取県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「様式第一号」を「様式第一号(第2条関係)」に、「あたり」を「あたり」に、「行なおう」を「行おう」に改め、「㊦」を削り、「殿」を「様」に改める。

様式第二号中「様式第二号」を「様式第二号(第3条関係)」に改め、「㊦」を削り、「殿」を「様」に改める。

様式第三号中「様式第三号」を「様式第三号(第5条関係)」に改め、「㊦」を削り、「殿」を「様」に改める。

様式第四号中「様式第四号」を「様式第四号(第5条関係)」に改め、「㊦」を削り、「殿」を「様」に改める。

様式第五号中「様式第五号」を「様式第五号(第5条関係)」に改め、「㊦」を削り、「殿」を「様」に改める。

様式第六号中「様式第六号」を「様式第六号(第6条関係)」に改め、「㊦」を削り、「殿」を「様」に改める。

様式第七号中「様式第七号」を「様式第七号(第7条関係)」に改め、「㊦」を削り、「殿」を「様」に改める。

様式第八号中「様式第八号」を「様式第八号(第8条関係)」に改め、「㊦」を削り、「殿」を「様」に改める。

(旅館業法施行細則の一部改正)

第二十六条 旅館業法施行細則(昭和三十三年十月鳥取県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

様式第三号中「澤」を「森」に改め、「□□□□―□□□」及び「㊦」を削る。

(鳥取県化製場等に関する法律施行細則の一部改正)

第三十四条 鳥取県化製場等に関する法律施行細則(昭和五十九年九月鳥取県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「澤」を「森」に改め、「□□□□―□□□」及び「㊦」を削る。

様式第二号中「□□□□―□□□」及び「㊦」を削る。

様式第三号中「澤」を「森」に改め、「□□□□―□□□」及び「㊦」を削る。

様式第四号中「□□□□―□□□」及び「㊦」を削る。

様式第五号から様式第九号までの規定中「澤」を「森」に改め、「□□□□―□□□」及び「㊦」を削る。

(鳥取県墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部改正)

第三十五条 鳥取県墓地、埋葬等に関する法律施行細則(昭和六十年三月鳥取県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第四号までの規定中「澤」を「森」に改め、「□□□□―□□□」及び「㊦」を削る。

(鳥取県理容師法施行細則の一部改正)

第三十六条 鳥取県理容師法施行細則(昭和六十一年三月鳥取県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第五号までの規定中「㊦」を削る。

(鳥取県美容師法施行細則の一部改正)

第三十七条 鳥取県美容師法施行細則(昭和六十一年三月鳥取県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第五号までの規定中「㊦」を削る。

(鳥取県公衆浴場法施行細則の一部改正)

第三十八条 鳥取県公衆浴場法施行細則(昭和六十一年六月鳥取県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号までの規定中「□□□□―□□□」及び「㊦」を削る。

様式第四号中「澤」を「森」に改め、「□□□□―□□□」及び「㊦」を削る。

(鳥取県クリーニング業法施行細則の一部改正)

第三十九条 鳥取県クリーニング業法施行細則(昭和六十二年三月鳥取県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号までの規定中「澤」を「森」に改め、「□□□□―□□□」及び「㊦」を削る。

様式第三号の二中「㊦」を削る。

様式第四号中「□□□□―□□□」及び「㊦」を削る。

様式第五号中「澤」を「森」に改め、「㊦」及び「□□□□―□□□」を削る。

様式第六号中「澤」を「森」に改め、「□□□□―□□□」及び「㊦」を削る。

様式第七号及び様式第八号中「□□□□―□□□」及び「㊦」を削る。

様式第九号中「澤」を「森」に改め、「□□□□―□□□」及び「㊦」を削る。

(鳥取県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正)

第四十条 鳥取県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成三年五月鳥取県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第十号までの規定中「澤」を「森」に改め、「□□□□―□□□」及び「㊦」を削る。

(鳥取県立産業体育館管理規則の一部改正)

第四十一条 鳥取県立産業体育館管理規則(平成九年三月鳥取県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

様式第六号に注として次のように加える。

注 氏名を記載する場合には、苗字を省略することができる。

(鳥取県産業技術センター手数料徴収条例施行規則の一部改正)

第四十二条 鳥取県産業技術センター手数料徴収条例施行規則(昭和三十一年八月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第二号及び様式第四号中「㊦」を削る。

(鳥取県立高等技術専門学校規則の一部改正)

様式第一号から様式第四号までの規定中「□□□□―□□□」及び「㊦」を削る。

第四十三条 鳥取県立高等技術専門校規則(昭和四十五年二月鳥取県規則第六号)の一部を次のように改正する。

様式第一号(注)を次のように改める。

(注) 1 氏名を印する場合には、押印を省略することができる。

2 ※印の箇所は、本人が未成年者である場合に限り記入すること。

(鳥取県立農業大学校管理規則の一部改正)

第四十四条 鳥取県立農業大学校管理規則(昭和五十九年三月鳥取県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

様式第十二号注を次のように改める。

注1 氏名を印する場合には、押印を省略することができる。

2 「利用予定人員」欄の中は、宿泊を伴う利用の場合に記載すること。

(鳥取県立農村総合研修所管理規則の一部改正)

第四十五条 鳥取県立農村総合研修所管理規則(昭和五十九年九月鳥取県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

様式第三号中「親」を「養」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を印する場合には、押印を省略することができる。

(鳥取県地方卸売市場条例施行規則の一部改正)

第四十六条 鳥取県地方卸売市場条例施行規則(昭和四十七年六月鳥取県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

様式第八号中「親」を「養」に、「ひなむすむ」を「ひなむす」に改め、同様式に注として次のように加える。

注として次のように加える。

注 氏名を印する場合には、押印を省略することができる。

様式第十号その一中「親」を「養」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を印する場合には、押印を省略することができる。

様式第十号その二中「親」を「養」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を印する場合には、押印を省略することができる。

様式第十一号中「親」を「養」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を印する場合には、押印を省略することができる。

(家畜改良増殖法施行細則の一部改正)

第四十七条 家畜改良増殖法施行細則(昭和二十六年四月鳥取県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第七条中「第二十七条第一項」を「第二十七条」に改める。

様式第三号中「親」を「養」に改め、同様式の備考に次のように加える。

9 氏名を印する場合には、押印を省略することができる。

様式第四号中「親」を「養」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 氏名を印する場合には、押印を省略することができる。

(養鶏振興法施行細則の一部改正)

第四十八条 養鶏振興法施行細則(昭和三十六年四月鳥取県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

様式第三号中「親」を「養」に改め、同様式備考を次のように改める。

備考1 ふ化業者登録申請書添付用と同時に行うこと。

2 氏名を印する場合には、押印を省略することができる。

様式第四号中「親」を「養」に改め、同様式備考を次のように改める。

備考1 登録証の提出による場合は、当該登録証をこの申請書に添付すること。

2 氏名を印する場合には、押印を省略することができる。

(鳥取県子牛公正取引条例施行規則の一部改正)

第四十九条 鳥取県子牛公正取引条例施行規則(昭和五十九年十月鳥取県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「親」を「養」に改め、「養油味印□□□□□□」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 氏名を印する場合には、押印を省略することができる。

備考 氏名を印する場合には、押印を省略することができる。

(鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部改正)

第五十条 鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則(昭和四十五年三月鳥取県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

(鳥取県漁船法施行細則の一部改正)
 第五十五条 鳥取県漁船法施行細則(昭和二十六年六月鳥取県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第八号までを次のように改める。

様式第一号及び様式第二号 削除

様式第三号 (第五号関係)

鳥取県指令 第 号

住所
氏名又は名称

年 月 日付けで申請のあつた漁船の建造については、漁船法第3条の2第5項の規定により下記のとおり許可する。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 印
記

建造許可番号	
船名	
漁業種類又は用途	
操業区域	
主たる根拠地	
計画総トン数	

船舶の長さ、幅及び深さ	
船 質	
造船所の名称及び所在地	
推進機関の種類及び馬力数	
シリンダの数及び直径	
許可の有効期間	
許可の条件	

様式第四号 (第五号関係)
鳥取県指令 第 号

住所
氏名又は名称

年 月 日付けで申請のあつた漁船の改造については、漁船法第3条の2第5項の規定により下記のとおり許可する。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 印
記

改造許可番号		
	改造前	改造後

許 可 の 条 件	
-----------	--

様式第6号 (第5条関係)
鳥取県指令 第 号

住所
氏名又は名称

年 月 日付けで申請のあつた漁船建造 (改造) 計画の変更については、
漁船法第3条の2第7項の規定により下記のとおり許可する。
年 月 日

鳥取県知事 氏 名 印
記

許 可 番 号		
船 名		
	変 更 前	変 更 後
漁 業 種 類 又 は 用 途		
操 業 区 域		
主 たる 根 拠 地		
計 画 総 ト ン 数		
船 船 の 長 さ、幅 及 び 深 さ		

船 質	
推進機関の種類及び馬力数	
シリンダの数及び直径	
造船所の名称及び所在地	
許 可 の 有 効 期 間	
許 可 の 条 件	

様式第7号 削除

様式第8号 (第7条関係)

漁船しゅん工 (完成) 届

年 月 日

職 氏 名 様

届 出 者

住 所
氏 名 又 は 名 称

動力漁船がしゅん工 (改造工事が完成) するので、鳥取県漁船法施行細則第7条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

認定を受けようとする期日	年 月 日
認定を受けようとする場所	

漁 船 登 録 番 号	TT —																																				
変 更 事 項	変更前	変更後																																			
	<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>申請者の氏名又は名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>申請者の住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>船名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>総トン数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>船舶の長さ、幅及び深さ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>推進機関の種類及び馬力数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>燃料の種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>無線電波の型式及び空中線電力</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>使用者の氏名又は名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>使用者の住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>主たる根拠地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>漁業種類又は用途</td> <td></td> </tr> </table>		1	申請者の氏名又は名称		2	申請者の住所		3	船名		4	総トン数		5	船舶の長さ、幅及び深さ		6	推進機関の種類及び馬力数		7	燃料の種類		8	無線電波の型式及び空中線電力		9	使用者の氏名又は名称		10	使用者の住所		11	主たる根拠地		12	漁業種類又は用途
1	申請者の氏名又は名称																																				
2	申請者の住所																																				
3	船名																																				
4	総トン数																																				
5	船舶の長さ、幅及び深さ																																				
6	推進機関の種類及び馬力数																																				
7	燃料の種類																																				
8	無線電波の型式及び空中線電力																																				
9	使用者の氏名又は名称																																				
10	使用者の住所																																				
11	主たる根拠地																																				
12	漁業種類又は用途																																				
変 更 の 事 由																																					

様式第13号 (第12条関係)

漁船登録票再交付申請書

年 月 日

職 氏名 様

申請者 住所

氏名又は名称 ㊦

下記のとおり漁船の登録票を亡失 (き損) しましたので、漁船法施行規則第11条第1項の規定により再交付を申請します。

記

漁 船 登 録 番 号	TT —
船 名	
再交付を受けようとする事由 (具体的に記載すること。)	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第14号 (第13条関係)

動力 (無動力) 漁船検認申請書

年 月 日

職 氏名 様

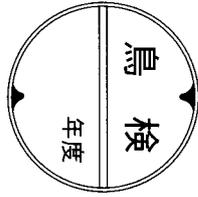
申請者 住所

氏名又は名称

下記のとおり検認を受けたいので、漁船法第11条の2の規定により申請します。
記

漁 船 登 録 番 号	TT —
船 名	
検認を受けようとする場所	
検認を受けようとする期日	

様式第15号 (第13条関係)



直径 2.5センチメートル
材質 アルミニウム

様式第16号 (第14条関係)

漁船原簿謄本交付申請書

年 月 日

職 氏名 様

申請者 住所

氏名又は名称

下記のとおり漁船の原簿の謄本の交付を受けたいので、漁船法第18条の規定により申請します。

記

漁 船 登 録 番 号	TT —
船 名	
所 有 者 氏 名	
交付を受けようとする事由	

様式第17号 (第15条関係)

漁船登録まつ消届

年 月 日

職 氏名 様

届出者 住所

氏名又は名称 ㊦

下記により登録票を返納しますので、漁船法第17条第1項の規定により登録票を添付して届け出ます。

記

漁 船 登 録 番 号	TT —
船 名	
総 ト ン 数	
推進機関の種類及び馬力数	
漁 業 種 類 又 は 用 途	

返納する事由
(具体的に記載すること。)

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第18号 (第15条関係)

漁船登録票不返納届

年 月 日

職 氏名 様

届出者 住所

氏名又は名称 ⑩

交付を受けました漁船登録票が滅失 (沈没又は行方不明) のため返納できませんので下記のとおり届け出ます。

記

漁 船 登 録 番 号	TT —
船 名	
総 ト ン 数	
推進機関の種類及び馬力数	
漁業種類又は用途	
返納できない事由 (具体的に記載すること。)	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(鳥取県漁港法施行細則の一部改正)

第五十六条 鳥取県漁港法施行細則 (昭和四十八年四月鳥取県規則第三十二号) の一部を次のように改正する。

様式第一号中「様式第一号」を「様式第一号 (第2条関係)」とし、「殿」を「様」に改め、「回様式備考」を次のように改める。

備考

1 位置図及び実測平面図を添付すること。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第二号中「様式第二号」を「様式第二号 (第2条関係)」とし、「殿」を「様」に改め、「回様式備考」を「添付」に改める。

様式第三号中「様式第三号」を「様式第三号 (第2条関係)」とし、「殿」を「様」に改め、「回」を「回様式備考」中「添附」を「添付」に改める。

様式第四号中「様式第四号」を「様式第四号 (第5条関係)」とし、「殿」を「様」に改め、「回」を「回」に改める。

様式第五号中「様式第五号」を「様式第五号 (第6条関係)」とし、「殿」を「様」に改め、「回」を「回」に改める。

(鳥取県漁港管理条例施行規則の一部改正)

第五十七条 鳥取県漁港管理条例施行規則 (昭和三十四年四月鳥取県規則第十四号) の一部を次のように改正する。

第一号様式から第十号様式までを次のように改める。

第一号様式 (第2条関係)

漁港施設滅失 (損傷) 届

職 氏 名 様

漁港施設を滅失 (損傷) したので、鳥取県漁港管理条例第3条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住所
届出者 氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

漁 港 名	
漁 港 施 設 の 所 在 地	
施 設 の 種 類	
被 害 の 状 況	
原 因	
損 害 見 積 額 又 は 復 旧 費 見 積 額	
保 全 又 は 復 旧 の 措 置 ため	

第2号様式 (第3条関係)

指定区域内制限行為承認申請書

職 氏 名 様

指定区域内における制限行為の承認を受けたいので、鳥取県漁港管理条例第4条

第1項の規定により次のとおり申請します。

年 月 日

住所
申請者 氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

㊦

漁 港 名	
行 為 の 目 的	
行 為 の 内 容	
行 為 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
そ の 他 必 要 事 項	
添 付 書 類	別紙のとおり

注1 行為の内容は、工作物の新築、改築、土砂の採取又は土地の掘さくの別を記載すること。

2 行為の期間は、工作物の新築又は改築にあつては工事の実施期日及び工作物の設置期日を、土砂の採取又は土地の掘さくにあつてはその行為の期間を記載すること。

3 工作物の新築又は改築にあつては、その設計書及び場所を明示した平面図及び実測求積図を添付すること。

4 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

第3号様式 (第5条関係)

危険物等荷役許可申請書

職 氏 名 様

危険物等の荷役の許可を受けたいので、鳥取県漁港管理条例第7条第2項の規定により次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住所
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
印

漁 港 名			
危険物等の種類及び数量	種類	数量	kg
	荷 役 場 所		
荷 役 期 間	年 月 日 から	年 月 日 まで	日間
荷 役 理 由			

- 注 1 荷役場所の利用の状況、揚荷又は積荷船舶の船名等を明らかにするため、漁港施設利用届(第4号様式)及び入(出)港届(第7号様式)に準じた概要書を添付すること。
- 2 荷役理由欄には、荷役を必要とする理由を詳細に記載するとともに、当該危険物等を積荷して当該漁港に入港するに至つた経過又は出港して当該危険物等の仕向先港に至る予定を記載すること。
- 3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

第4号様式(第7条関係)

漁 港 施 設 利 用 届

職 氏 名 様

次のとおり漁港施設を利用したいので、鳥取県漁港管理条例第11条第1項の規定により、届け出ます。

年 月 日

届出者 住所
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

漁 港 名			
利 用 者	住 所	氏 名	
利 用 す る 施 設	名 称	位 置	
利 用 目 的		面 積	平方メートル
利 用 期 間	年 月 日 から	年 月 日 まで	日間

第5号様式(第8条関係)

漁港施設占用許可申請書

職 氏 名 様

漁港施設の占用の許可を受けたいので、鳥取県漁港管理条例第12条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住所
氏 名
④
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

漁 港 名	
占 用 する 施 設 名	
占 用 場 所	
占 用 面 積	平方メートル
占 用 目 的	
占 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
占 用 料	円
添 付 書 類	別紙のとおり

注1 占用場所を明示した平面図及び占用しようとする区域の実測求積図を添付すること。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

第6号様式 (第8条関係)

工作物新築 (改築、増築又は除去) 許可申請書

職 氏 名 様

工作物の新築 (改築、増築又は除去) の許可を受けたいので、鳥取県漁港管理条例第12条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住所
氏 名
④
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

漁 港 名	
新築 (改築、増築又は除去) しようとする工作物の名称及び利用の目的	
申 請 事 由	
占 用 場 所	
占 用 面 積	
占 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
占 用 許 可 年 月 日	年 月 日
占 用 許 可 番 号	鳥取県指令 第 号
工 事 着 手 予 定	年 月 日
工 事 完 成 予 定	年 月 日

添付書類	別紙のとおり
------	--------

- 注1 設計書及び図面を添付すること。
 2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

第7号様式 (第9条関係)

入 (出) 港 届

職 氏 名 様

漁港に入港した (漁港を出港する) ので、鳥取県漁港管理条例第14条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 船長

漁 港 名		危険物等の積載の有無	
船 名		揚荷又は積荷の種類及び数量	kg
漁船 (船舶) 登録番号			
総トン数	トン	入港日時	年 月 日 時
馬 力	馬力	出港日時	年 月 日 時
所有者又は使用者の住所及び氏名			

第8号様式 (第9条関係)

入出港状況報告書

職 氏 名 様
 鳥取県漁港管理条例第14条第2項の規定により、
 月分の入出港状況を次のとおり報告します。

年 月 日

住 所
 報告者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

漁港名	漁船 (船舶) 登録番号	総トン数及び馬力数	揚荷種類及び数量	摘 要
出港日時	年 月 日 時			
入港日時	年 月 日 時			

第9号様式 (第10条関係)

変更許可 (承認) 申請書

職 氏 名 様

変更の許可 (承認) を受けたいので、鳥取県漁港管理条例施行規則第10条の規定

により、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住所
氏 名

㊦

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

漁 港 名	
利 用 日 的	
許 可 (承 認) 番 号	鳥取県指令 第 号
利用漁港施設名及び場所	
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
変 更 内 容	
変 更 理 由	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

第10号様式 (第11条関係)

占 用 廃 止 届

職 氏 名 様

漁港施設の使用を廃止したので、鳥取県漁港管理条例施行規則第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住所
届出者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

漁 港 名	
占 用 許 可 番 号	鳥取県指令 第 号
占 用 許 可 年 月 日	年 月 日
占 用 施 設 名 及 び 場 所	
占 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
占 用 廃 止 日	年 月 日

(鳥取県建設工事執行規則の一部改正)

第五十八条 鳥取県建設工事執行規則(昭和四十八年十一月鳥取県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

様式第四号から様式第八号までの規定中「竣」を「築」に改め、「㊦」を削る。

(港湾法施行細則の一部改正)

第五十九条 港湾法施行細則(昭和五十一年八月鳥取県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

様式第一号その一中「竣」を「築」に改め、「□□□□□□」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を印署する場合には、押印を省略することができる。
 様式第一号その二中「親」を「孫」に改め、「□□□—□□」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を印署する場合には、押印を省略することができる。

注 氏名を印署する場合には、押印を省略することができる。
 様式第一号その三中「親」を「孫」に改め、「□□□—□□」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を印署する場合には、押印を省略することができる。

注 氏名を印署する場合には、押印を省略することができる。
 様式第二号中「親」を「孫」に改め、「□□□—□□」を削り、同様式備考を削り、同様式に注として次のように加える。

注 1 氏名を印署する場合には、押印を省略することができる。

2 許可指令書の写しを添付すること。

注 氏名を印署する場合には、押印を省略することができる。
 様式第三号中「殿」を「様」に改め、「□□□—□□」を削り、同様式備考を削り、同様式に注として次のように加える。

注 1 氏名を印署する場合には、押印を省略することができる。

2 許可指令書の写しを添付すること。

注 氏名を印署する場合には、押印を省略することができる。
 様式第四号中「親」を「孫」に改め、「□□□—□□」を削り、同様式備考を削り、同様式に注として次のように加える。

注 1 氏名を印署する場合には、押印を省略することができる。

2 許可指令書の写しを添付すること。

(鳥取港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例施行規則の一部改正)
 第六十条 鳥取港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例施行規則(昭和六十一年十二月鳥取県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「親」を「孫」に改め、「□□□—□□」及び「御 親」を削り、同様式注を次のように改める。

注 1 氏名を印署する場合には、押印を省略することができる。

2 「構築物の所在する分区名」欄は、該当するものを○で囲むこと。

3 「構築物」欄の()内には、改築(用途変更)前を記入すること。

(鳥取県立鳥取港海友館管理規則の一部改正)
 第六十一条 鳥取県立鳥取港海友館管理規則(平成七年三月鳥取県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

様式第二号中「親」を「孫」に改め、同様式注を次のように改める。

注 1 氏名を印署する場合には、押印を省略することができる。

2 引率責任者氏名欄は、個人で利用する場合は記入しないこと。

(鳥取県立みなとさかい交流館管理規則の一部改正)

第六十二条 鳥取県立みなとさかい交流館管理規則(平成九年四月鳥取県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

様式第六号注を次のように改める。

注 1 氏名を印署する場合には、押印を省略することができる。

2 利用責任者氏名欄は、個人で利用する場合は記入しないこと。

(建築士法施行細則の一部改正)

第六十三条 建築士法施行細則(昭和二十五年十一月鳥取県規則第八十五号)の一部を次のように改正する。

第一号書式中「ふひこ」を「へびひい」に改め、「㊦」を削り、「親」を「孫」に改める。

第六号書式中 「氏名」 ㊦ 「氏名」 を 「(署名)」 に改める。

に改める。

(鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)
 第六十四条 鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号中「㊦」を削る。

様式第三号に備考として次のように加える。

備考 氏名を印署する場合には、押印を省略することができます。

様式第四号中「殿」を「様」に改め、「□□□—□□」を削り、同様式に備考として

て次のように加える。

備考 氏名を白署する場合には、その押印を省略することができます。

様式第九号、様式第十号及び様式第十号の三中「殿」を「様」に改め、「□□□□□□□」及び「㊟」を削る。

様式第十号の五及び様式第十号の六中「㊟」を削る。

様式第十号の八備考を次のように改める。

備考1 氏名を白署する場合には、押印を省略することができます。

2 この依頼書は、県営住宅家賃口座振替依頼書を提出した金融機関の承諾を受けた後提出してください。

様式第十一号備考を次のように改める。

備考1 氏名を白署する場合には、押印を省略することができます。

2 「減額の希望額」欄は、第8条第1項第3号に該当する者に限り、記入してください。

様式第十二号中「㊟」を削る。

様式第十八号中「殿」を「様」に改め、「□□□□□□□」を削り、「同様式に備考として次のように加える。

備考 氏名を白署する場合には、押印を省略することができます。

様式第二十二号中「殿」を「様」に改め、「□□□□□□□」及び「㊟」を削る。

様式第二十六号の二中「㊟」を削る。

様式第二十六号の三添付書類の前に備考として次のように加える。

備考 氏名を白署する場合には、押印を省略することができます。

様式第二十七号中「㊟」を削る。

様式第二十八号中「殿」を「様」に改め、「□□□□□□□」及び「㊟」を削る。

様式第三十号添付書類の前に備考として次のように加える。

備考 氏名を白署する場合には、押印を省略することができます。

(宅地建物取引業法施行細則の一部改正)

第六十五条 宅地建物取引業法施行細則(昭和四十年六月鳥取県規則第三十四号)の一

部を次のように改正する。

様式第一号を次のように改める。

様式第一号(第3条関係)

※受験番号	第	号
-------	---	---

年度 宅地建物取引主任者資格試験受験申込書

年 月 日

鳥取県知事 様

私は、宅地建物取引主任者資格試験を受けたので、申し込みます。

申込者 氏 名

生年月日

性 別

(表)

(年 月 撮影)

本 籍 地

現 住 所

郵便番号

年

※指定講習修了試験合格年次

※受付年月日

※受付係員の印

1 ポールペン又は万年筆(黒色又は青色)でていねいに記入してください。

2 数字は、算用数字を用いてください。

3 ※印の欄には、記入しないでください。

4 この申込書を提出した後、記載事項に変更を生じたときは、直ちに文書で鳥取県土木部住宅課に通知してください。

鳥取県収入証紙はり付け欄 (消印をしないこと。)

(裏)

「講習修了者記」添付欄

(面)

様式第二号中「様式第2号」を「様式第2号 (第4条関係)」に改める。

様式第三号中「様式第3号」を「様式第3号 (第5条関係)」に、「殿」を「様」に改め、「㊦」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第七百四十号

鳥取温泉保護に関する措置基準等の一部を次のように改正する。

平成十一年十一月二十六日

鳥取県知事 片 山 善 博

(鳥取温泉保護に関する措置基準の一部改正)

第一条 鳥取温泉保護に関する措置基準 (昭和三十二年六月鳥取県告示第三百四号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「別記様式」を「別記様式 (第9条関係)」に改め、「1 住所」、「1 職業、氏名」及び「1 生年月日」を削り、「第8条」を「第9条」に、「氏 名」

「氏 名」

「㊦」を (法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名) に、「殿」を「様」に改め、

同様式に注として次のように加える。

注 氏名を田舎する場合には、押印を省略することができる。

(皆生温泉保護対策要綱の一部改正)

第二条 皆生温泉保護対策要綱 (昭和五十七年十二月鳥取県告示第十二百十五号)の一部を次のように改正する。

別表の備考中「鳥取県衛生環境部自然保護課」を「鳥取県生活環境部景観自然課」に改める。

様式第一号中「㊦」を「様」に改め、「□□□—□□」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を田舎する場合には、押印を省略することができる。

様式第二号中「殿」を「様」に改め、「□□□—□□」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を田舎する場合には、押印を省略することができる。

(三朝温泉保護対策要綱の一部改正)

第三条 三朝温泉保護対策要綱 (平成三年十月鳥取県告示第七百六十号)の一部を次のように改正する。

別表の備考中「鳥取県衛生環境部自然保護課」を「鳥取県生活環境部景観自然課」に改める。

様式第一号中「㊦」を「様」に改め、「□□□—□□」を削り、同様式に注として

次のように加える。

注 氏名を印刷する場合には、押印を省略することができる。

様式第二号中「親」を「孫」に改め、「□□□□」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を印刷する場合には、押印を省略することができる。

(鹿野温泉保護対策要綱の一部改正)

第四条 鹿野温泉保護対策要綱(平成八年八月鳥取県告示第五百五十七号)の一部を次のように改正する。

様式第一号に注として次のように加える。

注 氏名を印刷する場合には、押印を省略することができる。

様式第二号に注として次のように加える。

注 氏名を印刷する場合には、押印を省略することができる。

(土地改良事業奨励規程の一部改正)

第五条 土地改良事業奨励規程(昭和二十九年一月鳥取県告示第二十一号)の一部を次のように改正する。

第一号様式から第五号様式までの規定中「親」を「孫」に改め、「㊦」を削る。

(基準点測量成果の写の保管等に関する規程の一部改正)

第六条 基準点測量成果の写の保管等に関する規程(昭和三十二年十一月鳥取県告示第五百四十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「たしかめ」を「確かめ」に、「押印する」を「押印し、又は署名しなければならぬ」に改める。

第一号様式中「第一号様式」を「第一号様式(第五条関係)」に改め、「第 号」を削り、「殿」を「孫」に改め、「㊦」及び「職業又は事業所における地位」を削る。

第二号様式中「第二号様式」を「第二号様式(第7条、第9条関係)」に、「閲覧者押印」を「閲覧者借用印又は署名」に改める。

(鳥取県道路治水施設愛護奨励規程の一部改正)

第七条 鳥取県道路治水施設愛護奨励規程(昭和四十二年七月鳥取県告示第五百一十一号)

の一部を次のように改正する。

様式第一号中「様式第1号」を「様式第1号(第3条関係)」に、「殿」を「孫」に改め、「㊦」を削る。

様式第二号中「様式第2号」を「様式第2号(第6条関係)」に、「殿」を「孫」に改め、「㊦」を削る。

附 則

この告示は、平成十一年十一月二十六日から施行する。